

21世紀へ、はじめての1票！

533

第42回 衆議院議員総選挙

(小選挙区選挙・比例代表選挙)



投票日 13日(火)公示
6月25日(日)

投票時間 午前7時～午後8時

同時に最高裁判所裁判官国民審査も行われます

秋田市で投票できるかた

昭和55年6月26日以前に生まれ、平成12年3月12日までに秋田市に住居登録をして、引き続き3か月以上市内に住んでいるかたです。

6月3日以降に、市内で転居の届け出をしたかたは、転居前の住所地の投票所で投票することになります。

平成12年2月25日以降に秋田市から転出したかたで、秋田市の選挙人名簿に登録されているかたは、秋田市で投票(不在者投票も)することができます。ただし、転入先の市区町村で選挙人名簿に登録されなかったかたは、転入先で投票することになります。

他の市区町村から転入されたかた

平成12年3月13日以降に他の市区町村から秋田市へ転入届けをしたかたで、転入前の市区町村の選挙人名簿に登録されているかたは、転入前の市区町村で投票することになります。また、転入前の市区町村の選挙管理委員会から投票用紙を送ってもらい、秋田市で不在者投票をすることもできます。投票用紙の請求書は秋田市選管にあります。詳しくは秋田市選管へお問い合わせください。

投票所入場券を郵送します

まもなく有権者のみなさまに投票所入場券を郵送します。投票所入場券をなくしても、投票所で再発行しますので投票できます。